

「『新型コロナウイルス感染症治療薬搬送・処方使用車両』における駐車禁止除外指定車標章」使用上の留意事項等について

【駐車禁止除外の適用を受ける車両】

『厚生労働省で承認済の新型コロナウイルス感染症治療薬』を取り扱う「医療機関」及び「薬局」が、同治療薬の搬送及び処方のため使用中の車両』を対象とします。

除外の適用を受けるには、「『感染症予防業務』として交付を受けた『駐車禁止除外指定車標章』を掲出しなければならず、治療薬搬送及び処方以外に使用することはできません。

※ 以下の用務に使用する場合、本標章とは別に「駐車禁止除外指定車標章」又は「駐車許可証」が必要です。

- 医師の通常往診（特定の場所に定期的に行う往診）・・・「駐車許可証」
- 医師の緊急往診（不特定の場所に緊急で行う往診）・・・「『医師の緊急往診』として交付を受けた『駐車禁止除外指定車標章』」
- 同治療薬以外の薬の搬送及び処方 ・・・ 「駐車許可証」

【駐車禁止除外指定車標章の掲出方法等】

- 1 駐車するときに限り、車両の前面の見やすい箇所(ダッシュボード上等)へ有効期限が記載された面を掲出してください。標章の掲出がない車両は、一般車両と同様に駐車違反となり、取締りを受けます。
- 2 現場において警察官の指示があった場合は、その指示に従ってください。

【駐車禁止除外指定車標章の申請】

次の書類を2部ずつ作成し、出発地を管轄する警察署に申請してください。

- 1 駐車禁止除外指定車標章交付申請書（「申請の理由」には、「新型コロナウイルス感染症治療薬の搬送及び処方」と記載してください。）
- 2 疎明資料
 - ① 医療機関又は薬局であることを証明する資料
 - ② 厚生労働省が承認する新型コロナウイルス感染症治療薬の取扱いを明らかにする資料（治療薬の納品書の写し等）
 - ③ 自動車検査証の写し

【駐車禁止除外指定車標章の取扱い方】

- 1 標章を他人へ譲渡・貸与し、使用しないでください。
- 2 標章は、汚したり、破損したりしないよう丁寧に取り扱ってください。
- 3 標章の有効期限が満了したときや使用する必要がなくなったときは、速やかに返納してください。



【駐車禁止規制から除外される場所】

奈良県公安委員会が道路標識等により「駐車を禁止した場所」又は「時間制限駐車区間での指定された部分・方法」に限ります。ただし、上記場所でも駐車できない場合があります。また、「長時間の駐車」や「車庫代わりの路上駐車」となる「自動車の保管場所の確保等に関する法律」には適用されません。

【駐車禁止規制から除外されない場所・方法】

駐車禁止除外指定車標章を掲出していても下記の場所や方法による駐車は駐車違反となります。

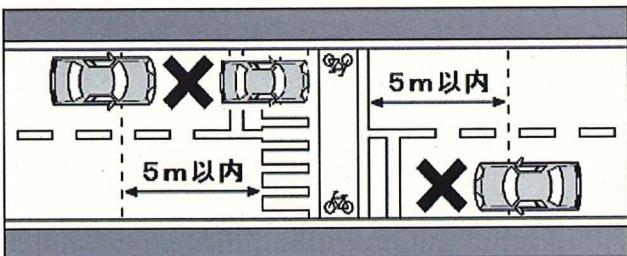
- 1 法定の駐停車禁止場所
 - ・ 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル
 - ・ 交差点の側端又は道路のまわりかどから5メートル以内の部分
 - ・ 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5メートル以内の部分
 - ・ 安全地帯の左側の部分及び前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分
 - ・ バス停留所の標示柱等から10メートル以内の部分
 - ・ 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分
- 2 法定の駐車禁止場所
 - ・ 自動車用の出入口から3メートル以内の部分
 - ・ 道路工事区域の側端から5メートル以内の部分
 - ・ 消防用機械器具の置場、消防用防火水槽の側端等から5メートル以内の部分
 - ・ 消火栓等から5メートル以内の部分
 - ・ 火災報知機から1メートル以内の部分
- 3 公安委員会が道路標識等により駐停車を禁止した場所
- 4 無余地場所
 - 駐車した場合、車の右側の道路上に3.5メートル以上の余地がないこととなる場所
- 5 禁止されている駐車方法
 - 左側端に沿わない駐車（歩道上駐車、右側駐車、二重駐車、斜め駐車等）や路側帯設置場所で法定方法に従わない駐車等
- 6 時間制限駐車区間での指定部分・方法に従わない駐車（指定された駐車枠（白線内）以外に駐車する等）



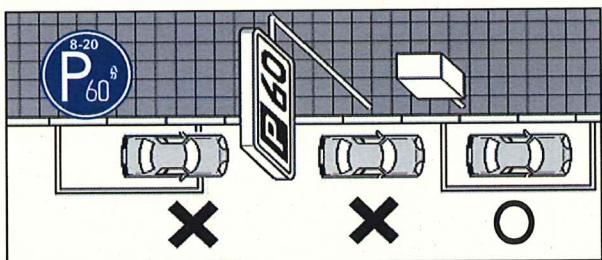
【他の都道府県の注意事項】

新型コロナウイルス感染症治療薬搬送・処方使用車両に対する駐車禁止除外については、奈良県内ののみの適用となります。他の都道府県については、それぞれの都道府県警察に確認してください。

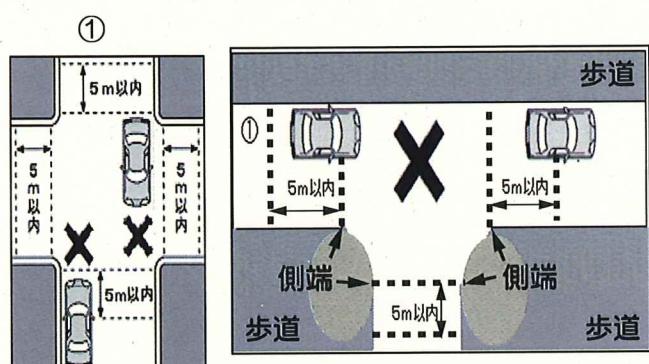
駐車禁止除外指定車標章を掲出していても駐車違反となる場所・方法の一例



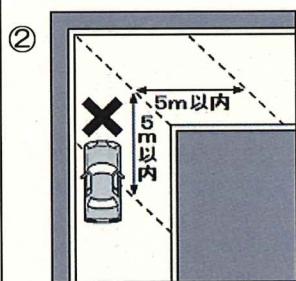
- 横断歩道上、自転車横断帯上
- 横断歩道、自転車横断帯の前後の側端から5メートル以内



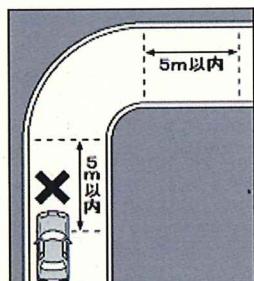
時間制限駐車区間（パーキングチケット発給設備の設置場所）の指定された駐車枠（白線内）の外側



- ① 交差点及び交差点の側端から5メートル以内



②

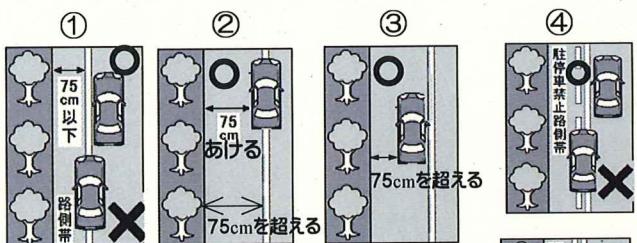


- ②③ 道路のまがりかどから5メートル以内

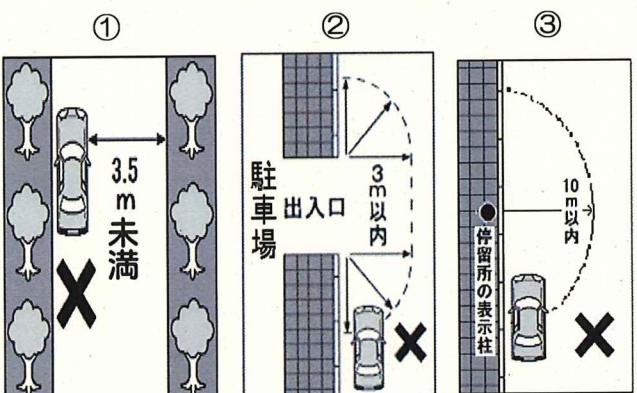
○ 標章を掲出していても、どこにでも駐車できるわけではありません！

○ 運転される方は、駐車できる場所を必ず確認してください。

重要

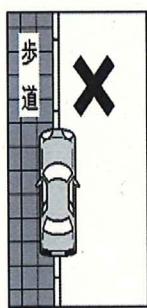


- ① 路側帯の幅が75センチ以下の場合は、車道の左側端（線）に沿うこと。
 - ② 路側帯の幅が75センチを超える場合は、その路側帯に入り左側に75センチの余地をあけること。
 - ③ 路側帯に車両の全部が入っても、まだその左側に75センチを超える余地がある場合は路側帯の標示（線）に沿うこと。
 - ④ 各路側帯の中に入らず、車道の左側端（線）に沿うこと。
- ※①と④については、無余地場所違反（右側部分余地）にも注意。

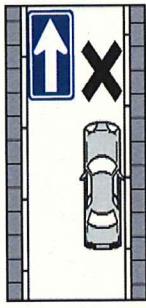


- ① 道路の右側余地が3.5メートル未満
- ② 駐車場出入口から3メートル以内
- ③ バス停などの停留所から10メートル以内

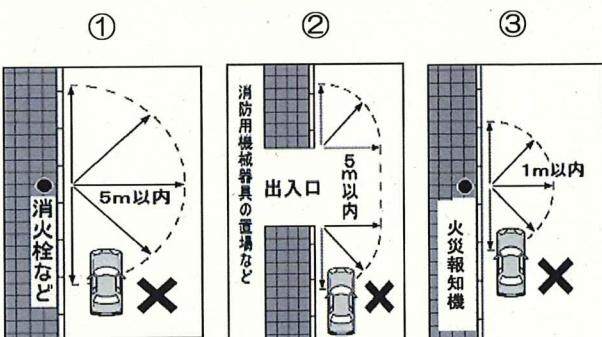
左側端に沿わない駐車



歩道上駐車



右側駐車



- ① 消火栓から5メートル以内
- ② 消防用器具庫から5メートル以内
- ③ 火災報知機から1メートル以内

* 他にも駐車違反となる場所や駐車の方法があります。